

使用料及び手数料の見直しの考え方

使用料及び手数料は、特定の受益者に対する行政サービスの対価であることから、受益者負担の原則に基づき、当該行政サービスの提供に要する経費（以下「サービス提供経費」という。）をまかなう料金に設定することを目標に、所管部局の責任において見直すことを基本方針とする。

使用料及び手数料の見直しに当たっては、前述した基本方針に基づき、下記のとおり検討するものとする。

記

1. 既に徴収している使用料及び手数料

(1) 見直しが必要な使用料及び手数料とは、使用料及び手数料の料金がサービス提供経費をまかなっていないもので、以下のいずれかに該当するものとする。

①前回の見直しから3年以上経過したもの

②前回の見直しから3年未満であるが、当該行政サービスに係る状況の変化等（消費税率の改定に係るサービス提供経費の増も含む）により見直しを行う必要があるもの

ただし、料金設定が法律や他の条例に準じているものは除く。

(2) 見直しの額の設定については、サービス提供経費をまかなう料金と現行料金の1.5倍の料金のいずれか低い額（以下「基本改定額」という。）に改定することを基本とするが、対外的な説明が困難と所管部局が認める場合は、所管部局の責任において、現行料金と基本改定額の範囲内で設定することも可とする。

2. 使用料又は手数料を徴収していない行政サービス

これまで使用料又は手数料を徴収していない行政サービスのうち、その内容や性格に照らし、使用料又は手数料を徴収することが適当であると考えられるものについては、その徴収を検討すること。